

# 道路占用許可申請手続き

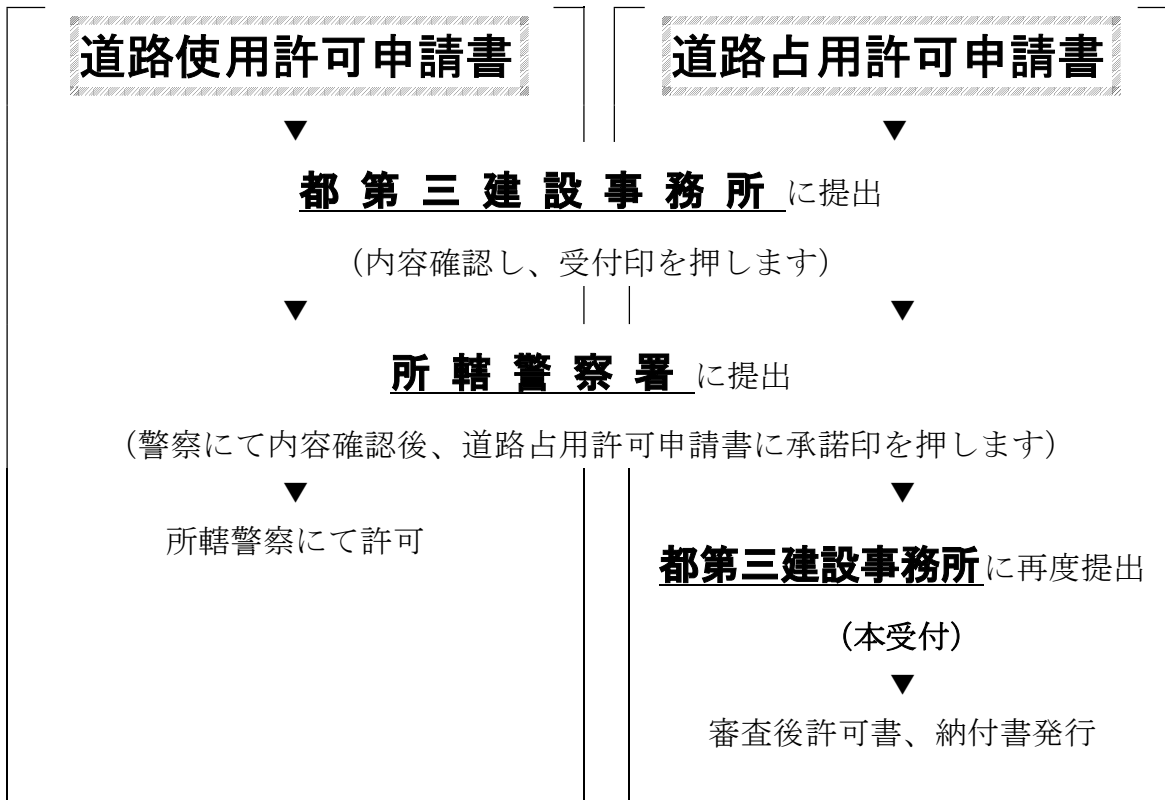
(工事用足場・仮囲い・落下物防護用施設)

## ★ 申請手続き

足場等を路上に設置するためには、道路管理者（各建設事務所）の道路占用許可と交通管理者（所轄警察署）の道路使用許可が必要になります。

どちらの許可もそれぞれの管理者の協議（同意）が必要となります。手続きの流れは下記のようになります。

※東京都第三建設事務所の管轄区域外の道路占用については、必ず管轄区域の建設事務所の指示に従って下さい（三建管轄区域：裏面参照）。



※道路占用許可の標準処理期間は、閉庁日を除き18日間です。

<提出書類・提出先については裏面参照>

## ★ 提出書類(道路占用申請)

- |  |              |
|--|--------------|
| □道路占用許可申請書（東京都様式・4枚つづり）                    | 1部           |
| □占用場所の案内図                                  | 3部           |
| □占用物件の平面図、側面図及び正面図、歩道現況写真                  | 3部 (+ 2部)    |
| <図面に明記するもの>                                | 警察提出分        |
| ・ 占用物件の寸法、材料及び構造                           |              |
| ・ 道路幅員、歩道幅員、道路境界、隣地境界                      |              |
| ・ ガードパイプ及びガードレール、植樹帯及び電柱等道路上にあるもの（含 寸法、位置） |              |
| ・ 切り下げがある場合は、その位置と寸法（傾斜部分を明記のこと）           |              |
| □承諾書（下記の場合のみ）                              | 3部（1部原本・2部写） |
| ・ 隣地境界をこえて（上空含む）設置する場合                     | 【隣地所有者の承諾】   |
| ・ 私道の出入り口にかかって設置する場合                       | 【私道関係者の承諾】   |
| ・ カラー舗装の道路に設置する場合                          | 【商店街等の承諾】    |
| ・ 道路の中心線をこえて危険防止を設置する場合                    | 【反対側の所有者の承諾】 |

**※道路占用許可申請の際には、必ず道路使用許可申請書**

**(2部) も持参して下さい。**

## ★ 提出先

東京都第三建設事務所管理課占用担当

東京都中野区中野4-11-19 (中野区役所内5F)

電話 03(3387)5104 (直通)

【都第三建設事務所管轄区域】

新宿・中野・杉並区の全都道（一部豊島・世田谷・練馬・文京区の都道含む）

**※ 都第三建設事務所管轄以外の場所の道路占用については、各道路管理者にお問い合わせ下さい。**

### 参考

< 占用料金 > 1年間1㎡あたり (令和8年4月1日現在)

▼新宿区内 ￥60,000.-

▼杉並区・中野区内 ￥24,300.-

※ 占用料金は月割となります。